

2022年8月12日

お客さま各位

小田原第一信用組合

カードローン契約等における相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合のカードローン契約等においてご契約者さまが亡くなられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括返済を請求することがありました。

当組合ではこの取扱いを見直し、カードローン契約等において「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ一括返済を請求しないことと致しましたのでお知らせいたします。

なお別の事由（例えば返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

カードローン契約等を相続されたお客さまは、ご返済など相続後のお手続きにつきましてお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考】

この度、カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除した主なカードローンは次のとおりです。

- カードローン
- 教育カードローン「チャンスⅡ」

なお、上記以外のカードローンにつきましても、「相続の開始があったとき」を理由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはありません。

以上